

J R 東海 労申第 29 号
2022 年 3 月 25 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

コロナウィルス感染症に伴う就業制限等に関する申し入れ

新横浜駅で罹患した社員に対して管理者から「勤務は年休か欠勤しかない」と発言し、誤った認識を持った管理者がいた。そのことから他職場でも同じような認識の管理者が存在し、罹患者や濃厚接触者が欠勤扱いで対応された社員がいるのではないかと組合は認識している。

従って、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. コロナウィルス感染症における、勤務は年休（保存休暇含む）、私傷病休暇、就業制限があることを、現場の管理者に再徹底すること。
2. 感染者や濃厚接触者が発生した職場で、当該社員に対して欠勤として扱っていないか調査すること。また、欠勤として取り扱いされた社員が発生した場合には、就業制限されたものとして 60 / 100 を追加給付すること。
3. 賃金規程第 126 条第 1 項の 60 / 100 の計算方法・計算式を明らかにすること。

以 上